株券等の保管及び振替に関する法律施行規則 (昭和五十九年法務省・大蔵省令第一号) (第二条関係)

改正案	現
目次	目次
第一章~第三章 (略)	第一章~第三章 (略)
第三章の二 新株予約権付社債券に関する口座簿の記載等 (第十条	第三章の二 転換社債券に関する口座簿の記載等 (第十条の二 第
の二の二 第十条の五)	十条の五)
第四章~第五章 (略)	第四章~第五章 (略)
附則	附則
(指定の申請等)	(指定の申請等)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第三条の二第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、	3   法第三条の二第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、
次に掲げるものとする。	次に掲げるものとする。
主要株主 ( 総株主の議決権 ( 商法 ( 明治三十二年法律第四十八	主要株主(発行済株式(議決権のあるものに限る。次号におい
号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権	て同じ。) の総数の百分の十以上の株式 (議決権のあるものに限
を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされ	る。次号において同じ。) を有している株主をいう。以下同じ。
る株式に係る議決権を含む。以下同じ。) の百分の十以上の議決	)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数
権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若し	を記載した書面
くは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載し	
た書面	

二 親法人 (保管振替機関の総株主の議決権の過半数を保有してい の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。

第二条の二 法第三条の二第三項に規定する主務省令で定める電磁的 三 八 (略) 機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社又は有限 る法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び子法人(保管振替 権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。 株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決 会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の )の概要を記載した書面

リッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。 記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく 六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカート (新設)

ばならない。 トラックフォーマットについては、日本工業規格×六二二五に

前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなけれ

2

〇五に規定する方式 規定する方式 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×○六

3 ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければな 第一項の電磁的記録には、日本工業規格×六二二三に規定するラ

> 二 親法人(保管振替機関の過半数の株式(発行済株式の総数に百 いう。以下同じ。) の概要を記載した書面 保管振替機関が過半数の株式を所有している法人その他の団体を 有している法人その他の団体をいう。以下同じ。) 及び子法人 ( 分の五十を乗じて得た数を超える株式をいう。以下同じ。)を所

三八 (略)

らない。

ー 申請者の商号

二 申請年月日

(業務及び財産に関する報告書の提出)

べき業務及び財産に関する報告書は、商法第二百八十一条第一項に第六条の六 法第七条の二第一項の規定による保管振替機関が作成す

掲げるものとする。

しなければならない。 次に掲げる書類を添付2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付

|〜三 (略)

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びそ

の保有する議決権の数を記載した書面

3 (略)

(特定合併の認可申請)

第六条の十二 (略)

ものとする。 2 法第十条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる

|~九 (略)

名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書十 特定合併後の保管振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは

(業務及び財産に関する報告書の提出)

べき業務及び財産に関する報告書は、商法(明治三十二年法律第四第六条の六 法第七条の二第一項の規定による保管振替機関が作成す

十八号)第二百八十一条第一項に規定する書類とする

しなければならない。 2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付

|〜三 (略)

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びそ

3 (略)

の持株数を記載した書面

(特定合併の認可申請)

第六条の十二 (略)

| ものとする。| 2 法第十条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる

|〜九 (略)

名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面十一特定合併後の保管振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは

頂

3 第六条の十三 (略) 第六条の十四 (略) 2 法第十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げ 掲げるものとする。 十一~十七 (略) るものとする。 十一~十七 (略) 十一~十七 (略) 十 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 で定める電磁的記録は、 十二条第四項において準用する場合を含む。 |〜九 (略) | 〜九 (略) 法第十一条の四第三項に規定する主務省令で定める書類は、 (吸収分割の認可申請) (新設分割の認可申請 法第十条第四項 ( 法第十一条第四項、第十一条の四第四項及び第 在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 第二条の二に掲げる電磁的記録とする。 に規定する主務省令 次に 2 2 法第十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げ 第六条の十四 第六条の十三 (略) (新設) + るものとする。 十一~十七 掲げるものとする。 十一~十七 (略) 十一~十七 | 〜九 (略) |~九 (略) 法第十一条の四第三項に規定する主務省令で定める書類は、 (吸収分割の認可申請) (新設分割の認可申請) 在地及びその持株数を記載した書面 在地及びその持株数を記載した書面 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 (略) (略 (略) 次に

第八条 2 法第十二条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げ 第八条の二 2 法第十五条第三項 (法第十七条第三項、第十七条の二第三項及び 第七条 第六条の十五 (略) るものとする。 十一~十七 (略) 製するファイルに情報を記録したものとする。 により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調 省令で定める電磁的記録は、 第三十二条第三項において準用する場合を含む。 |~九 (略) (参加者口座簿の記載事項又は記録事項) (顧客口座簿の記載事項又は記録事項) (営業譲渡の認可申請) (機関口座簿の記載事項又は記録事項) 在地及びその保有する議決権の数を記載した書面 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 (略) (略) (略) 磁気ディスクその他これに準ずる方法 )に規定する主務 (新設) 第七条 2 法第十二条第三項に規定する主務省令で定める書類は、 第八条の二 (略) 第八条 (略) 第六条の十五 るものとする。 十一~十七 (略) (参加者口座簿の記載事項) (機関口座簿の記載事項) (顧客口座簿の記載事項) (営業譲渡の認可申請) 在地及びその持株数を記載した書面 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所 (略) (略) 次に掲げ

## (信託財産表示の記載又は記録)

は、委託者又は受託者からの請求によつてする。第九条の第七条第二号又は第八条第二号に掲げる事項の記載又は記録

(削る)

# (電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。 する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。)に規定て準用する場合を含む。)及び第八項第二号(法第三十九条第三項第十条の二 法第三十二条第七項第二号(法第三十九条第六項におい

### (信託財産表示の記載)

者又は受託者からの請求によつてする。第九条第七条第二号又は第八条第二号に掲げる事項の記載は、委託

# 第三章の二「転換社債券に関する口座簿の記載等

第十六条第一項	規定
第二号及び第四号前条第二項第一号、	読み替えられる字句
1て準用する前条第二  第三十九条第一項にお	読み替える字句

		項
第一項	前二項	第二十八条第三
転換社債の	株式の	
けているときは転換社債券の預託を受	きは に係るものであると うは	第二十条第一項
第一項 いて準用する第十四条第三十九条第一項にお	第十四条第一項	第十七条第二項
祭 いて準用する第二十三 第三十九条第一項にお	第二十三条	第十六条第三項
条第一項又は第三項いて準用する第二十八第三十九条第一項にお	第二十八条	第十六条第二項
第四号第二号及び		

項第三十二条第三		項第三十一条第四	項第三十一条第三	項第三十一条第二	
二項第十九条又は前条第	第一項又は第二項	<b>券</b> ることとなるべき株 預託し、又は預託す	前二項	第二十条若しくは第 二十一条の規定によ る転換の請求又は第 二十二条の規定によ	第二十六条第三項
項 アルス アラン	第二項	き株券	前項	対   の規定による転換の請   の規定による転換の請   第三十九条第二項にお	祭第三項 いて準用する第二十六 第三十九条第一項にお

# 第三章の二 新株予約権付社債券に関する口座簿の記載等

(新株予約権付社債券について法第三章の規定を準用する場合の読

あるのは「新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とび第二項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第二(十条の二の二) 新株予約権付社債券について法第三十九条第一項及 (1)

||換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権の行使に換の請求」とあるのは「新株予約権の行使」と、同条第三項中「転とあるのは「新株の発行価額の全額を提出してする申出」と、「転

「第二十条」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託するは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条」とあるのはより発行された株式」と、法第三十一条第二項中「第二十条若しく

上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それ」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、次の表の

それ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の 読み替えられる字句 読み替える字句

規定

(新設)

二項を除く。)	前二項	第一項
第三十一条(第	前二項	前頃
耳を除く	第一項又は第二項	第二項
	の数の減少	证
四項に限る。)	二項第十九条又は前条第	前条第二項

## (顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

るものは、次に掲げる事項とする。第四号に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係第十条の三 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項

- | 新株予約権付社債の数の増減の原因
- 二(保管振替機関に預託した顧客の新株予約権付社債券が信託財産

### であることの表示

分の制限に関する事項 保管振替機関に預託した顧客の新株予約権付社債券に関する処

### (顧客口座簿の記載事項)

、次に掲げる事項とする。 第四号に規定する主務省令で定める事項で転換社債券に係るものは第十条の三 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項

- | 転換社債の券面の総額の増減の原因
- との表示 との表示 保管振替機関に預託した顧客の転換社債券が信託財産であるこ

三 保管振替機関に預託した顧客の転換社債券に関する処分の制限

#### に関する事項

## (参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第四号に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係第十条の四(法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項

| 新株予約権付社債の数の増減の原因

るものは、次に掲げる事項とする。

- の表示 一参加者自己分の預託新株予約権付社債券が信託財産であること

## (機関口座簿の記載事項又は記録事項)

係るものは、新株予約権付社債の数の増減の原因とする。 二第二項に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に第十条の四の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の

#### (準用規定)

号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。第十条の五の第九条の規定は、第十条の三第二号又は第十条の四第二

## (顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十一条 (略)

## (参加者口座簿の記載事項)

第四号に規定する主務省令で定める事項で転換社債券に係るものは第十条の四 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項

- 、次に掲げる事項とする。
- | 転換社債の券面の総額の増減の原因
- 一 参加者自己分の預託転換社債券が信託財産であることの表示

三 参加者自己分の預託転換社債券に関する処分の制限に関する事

### (機関口座簿の記載事項)

項

は、転換社債の券面の総額の増減の原因とする。 二第二項に規定する主務省令で定める事項で転換社債券に係るもの第十条の四の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の

#### (準用規定)

号に掲げる事項の記載について準用する。第十条の五の第九条の規定は、第十条の三第二号又は第十条の四第二

## (顧客口座簿の記載事項)

第十一条 (略)

## (参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十二条 (略)

## (機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十二条の二 (略)

(新株引受権証書について法第三十九条第二項の規定により、第十三条 新株引受権証書について法第三十九条第二項の規定により、「株式の転換の請求」とあり、及び同条第三項中「転換の請求」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新株引受権証書の項託を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株引受権証書の関託を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株引受を推議を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株引受をを関係を表現しているという。

#### (準用規定)

に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証書に係るものにつの規定は法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第四項で定める場合で新株引受権証書に係るものについて、第十条第二項条第二項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令事項の記載又は記録について、第十条第一項の規定は法第三十九第十四条 第九条の規定は第十一条第二号又は第十二条第二号に掲げ

## (参加者口座簿の記載事項)

第十二条 (略)

## (機関口座簿の記載事項)

第十二条の二 (略)

「新株引受権証書による株式の申込み」と読み替えるものとする。法第二十条の規定を準用する場合には、同条第一項中「稱式の類の全額を保管振替機関に提出してする申出」と、同項中「株式の類別を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株引受権証書の類の全額を保管振替機関に提出してする申出」と、同項中「預託株券が、法第二十条の規定を準用する場合には、同条第一項中「預託株券が、無力のであるときは」とあるのは「新株引受権証書ののであるときは」とあるのは「新株引受権証書について法第三十九条第二項の規定により、

#### (準用規定)

る主務省令で定める場合で新株引受権証書に係るものについて、そ、法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第四項に規定す場合で新株引受権証書に係るものについて、第十条第二項の規定はる事項の記載について、第十条第一項の規定は法第三十九条第二項第十四条 第九条の規定は第十一条第二号又は第十二条第二号に掲げ

いて、それぞれ準用する。

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三 (略)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の四 (略)

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の四の二 (略)

(準用規定)

第十四条の四の三 第九条の規定は、第十四条の三第二号又は第十四 | 第

(資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について法第

条の四第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の五 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)

に規定する優先出資証券 (以下この章において「優先出資証券」と

三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるいう。) について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第

数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出のは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「

れぞれ準用する。

(顧客口座簿の記載事項)

第十四条の三 (略)

(参加者口座簿の記載事項)

第十四条の四 (略)

(機関口座簿の記載事項)

第十四条の四の二 (略)

(準用規定)

| 第十四条の四の三 第九条の規定は第十四条の三第二号又は第十四条

の四第二号に掲げる事項の記載について準用する。

| (資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について法第

三章の規定を準用する場合の読替え)

| 第十四条の五 | 資産の流動化に関する法律 ( 平成十年法律第百五号 )

に規定する優先出資証券 (以下この章において「優先出資証券」と

のは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるいう。)について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第

数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出

とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。とあるのは「特定社員、優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と、「商法第二百二十四条月三項において準用する商法第二百二十四に関する法律第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四に関する法律第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四に関する法律第四十四条第三項にとあるのは「優先出資法を表)と、「株主」とあるのは「優先出資」と、「株主」とあるのは「第三十九条第一項に資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項に資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項に

-	法律第七十条第二項及資産の流動化に関する	第三項 商法第二百六十三条	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	第三十条第二項
	(略)	(略)	(略)
	読み替える字句	読み替えられる字句	規定

とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。とあるのは「特定社員、優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義機式」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と、「商法第二百二十四条月三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第二項において準用する商法第二百二十四保管振替機関名義優先出資」と読み替えるものとする。ただし、法第三十二条第一項に掲げる法のは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と読み替えるものとする。ただし、法第三十二条第六項中「株主」とあるのは「第三十九条第一項に資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項に資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項に

		第三十条第二項	(略)	規定読み替える法の
第二項商法第二百六十三条	(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
法律第七十条第三項資産の流動化に関する	(略)	(略)	(略)	読み替える字句

		び第三項	<u> </u>			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
項 第三十二条第四		<b>いて準用する第十九条第三十九条第三項にお</b>	項第	項 第三十二条第三	二項 第十九条又は前条第	<b>위三十九条第三項にお</b>
項 第三十二 条第五	前条第五項	項いて準用する前条第五第三十九条第三項にお	項第	項第三十二条第四	前条第五項	項いて準用する前条第五第三十九条第三項にお
第十四条の六 (略)(顧客口座簿の記載	-四条の六 (略)顧客口座簿の記載事項又は記録事項)					
第十四条の七 (略)(参加者口座簿の記	-四条の七 (略)(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)		第 ( ) ( ) ( )	第十四条の六 (略) (顧客口座簿の記載事項)	事項)	
第十四条の七の二(機関口座簿の記		-1	第第十八四	第十四条の七 (略) ( 顧客口座簿の記載事項) ( 顧客口座簿の記載事項)	職事項 項 )	
第十四条の九(第九条の現定は、(準用規定)	-四条の七の二 (略)機関口座簿の記載事項又は記録事項)	-1	第 第 第 第 十	第十四条の七の二 (略)第十四条の六 (略)第十四条の六 (略)第十四条の七 (略)第十四条の七 (略)	(略) 記載事項)	

(転換特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え

第十四条の十 転換特定社債券について法第三十九条第一項及び第四 のは「転換特定社債券」と、法第三十二条第四項中「株主」とある 十一条第一項及び第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とある 中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十一条第一項及び第 及び第四項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第四項 替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第二十一条第一項 句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み 員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字 優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社 あるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質 とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」 株券」とあるのは「預託転換特定社債券」と、「第十五条第一項」 定中「株式」とあるのは「転換特定社債」と、「会社」とあるのは 項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規 約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「転換特定社債券 のは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換予 三十一条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、法第二 と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、「株主名簿」と 特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託

七第二号に掲げる事項の記載について準用する。

(転換特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え

第十四条の十 転換特定社債券について法第三十九条第一項及び第四 三十一条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、法第一 中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十一条第一項及び第 と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、「株主名簿」と 株券」とあるのは「預託転換特定社債券」と、「第十五条第一項」 項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規 転換株式に係るものであるときは」とあるのは「転換特定社債券の とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株券が 十一条第一項及び第二項中「転換株式に係る株券又は転換社債券」 及び第四項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項 替えるものとする。 ただし、法第二十条第三項、第二十一条第一項 句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み 員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字 優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社 あるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質 とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項! 定中「株式」とあるのは「転換特定社債」と、「会社」とあるのは とあるのは「転換特定社債券」と、法第三十二条第三項中「株主」 「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託

社債」とあるのは「特定社債」と、同条第三項中「株券又は社債券 の預託を受けているときは」と、法第二十一条第一項中「株式又は

預託を受けているときは」と、法第二十一条第一項中「株式又は社

	_		_		. ⊢ ż∔
項 第三十二条 第四	(略)	項第三十一条第二	(略)	規定	」とあるのは「特定社債券」と社債」とあるのは「特定社債」
川項の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の一角の	(略)	使まれる新株の引受権若しる新株の引受権若しる新株の引受権若しる新株の引受権若しる新株の引受権者と	(略)	読み替えられる字句	く、と、
二項で準用する前条第いて転換特定社債券に第三十九条第四項にお	(略)	定による転換の請求のいて転換特定社債券にいて転換特定社債券に	(略)	読み替える字句	とあるのは「特定社債券」と、それぞれ読み替えるものとする。債」とあるのは「特定社債」と、同条第三項中「株券又は社債券
項第三十二条第三	(略)	項第三十一条第二	(略)	規定	とあるのは「特定社債」とあるのは「特
第十九条又は前条第	(略)	第二十条若しくは第 二十二条の規定によ る転換の請求又は第 二十二条の規定によ	(略)	読み替えられる字句	
<ul><li>二項</li><li>コ項</li><li>コ項</li><li>第三十九条第四項にお</li></ul>	(略)	定による転換の請求 条又は第二十一条の規 条又は第二十一条の規 第三十九条第四項にお	(略)	読み替える字句	債券」と、それぞれ読み替えるものとする。正社債」と、同条第三項中「株券又は社債券」

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十一 (略)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十二 (略)

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十二の二(略)

(準用規定)

条の十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。 第十四条の十四 第九条の規定は、第十四条の十一第二号又は第十四 🔄

る場合の読替え)(新優先出資引受権付特定社債券について法第三章の規定を準用す)

資引受権付特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三を社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「新優先出資引受権付特は、法第三章の規定中「株式」とあるのは「新優先出資引受権付特を制入の規定を準用する場合に第十四条の十五 新優先出資引受権付特定社債券について法第三十九

(顧客口座簿の記載事項)

第十四条の十一 (略)

(参加者口座簿の記載事項)

第十四条の十二 (略)

(機関口座簿の記載事項)

第十四条の十二の二(略)

(準用規定)

条の十二第二号に掲げる事項の記載について準用する。第十四条の十四(第九条の規定は、第十四条の十一第二号又は第十四

る場合の読替え) (新優先出資引受権付特定社債券について法第三章の規定を準用す

資引受権付特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三るのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託新優先出定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあまが、法第三章の規定中「株式」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債券について法第三十九第十四条の十五 新優先出資引受権付特定社債券について法第三十九

	第二十二条	(略)	規定
新株引受権証書、新	新株の発行価額	(略)	読み替えられる字句
新優先出資引受権付特	新優先出資の発行価額	- (略)	読み替える字句

第	_	項第				
第三十二条第四	(略)	項 第三十 一 条 第二 二	(略)			
第十九条又は前条第	(略)	使 二十一条の規定による転換の請求又は第 二十二条の規定による新株の引受権若し くは新株予約権の行	(略)		रंग्स	新株予約権の行使を
第三十九条第四項にお	(略)	第三十九条第四項において新優先出資引受権の行使又は第三十九条第四項において中九条第四項において中九条第四項においては第三十九条第四項においてが開定による新優先出資の規定による新優先出資の別受権の行使という	(略)		रिक्ष के किया है। इसके के किया के किया किया किया के किया के किया किया के किया किया किया किया किया किया किया किया	<b>新優先出資の引受権の</b>
第三十二条第三	(略)	項第三十一条第二	(略)			
第十九条又は前条第	(略)	使 二十一条の規定によ る新株の引受権の行 こ十二条の規定によ る新株の引受権の行	(略)	新株の引受権	株	株引受権付社債券株引受権証券又は新
第三十九条第四項にお	- (略)	第三十九条第四項にお 付特定社債券について 付特定社債券について 学用する第二十条の規 定による新優先出資引受権 十九条第四項において 中九条第四項において	(略)	新優先出資の引受権	優先出資証券	定社債券

読み替える法の	第十四条の二十の規定を準用	第十四条の十九第二日	第十四条の十七の二(機関口座簿の記)	第十四条の十七 (参加者口座)	第十四条の十六(顧客口座簿	項
法の 読み替えられる字句	十四条の二十(略)の規定を準用する場合の読替え)(資産の流動化に関する法律に規定する	号	-四条の十七の二 (略)機関口座簿の記載事項又は記録事項)	-四条の十七 (略)(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)	四条の十六(略)顧客口座簿の記載事項又は記録事項)	 二 項
	〒四条の二十 (略)の規定を準用する場合の読替え)(資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について法第三章	に掲げる事項の記載又は記録について準用する。第九条の規定は、第十四条の十六第二号又は第十四		9		準用する前条第二項付特定社債券について
	第十四条の二十(の規定を準用する(資産の流動化に	条の十七第二号に9第十四条の十九 第-	第十四条の十七の二(略)(機関口座簿の記載事項)	第十四条の十七(略)(参加者口座簿の記載事項)	第十四条の十六(略)(顧客口座簿の記載事項)	項
	略) 場合の読替え) 関する法律に規定する受益証券について法第三章	に掲げる事項の記載について準用する。第九条の規定は、第十四条の十六第二号又は第十四	(略)	(略)の記載事項)	(略) "職事項")	項
	受益証券について法	いて準用する。 条の十六第二号又は				準用する前条第二項付特定社債券についていて新優先出資引受権

規定(略)	(略)	(略)	 規定 (略)		(略)
E (B)	(B)	(H	 ( H	E L	<b>B</b>
第三十条第二項	(略)	(略)	第三十条第二項	(略)	
	第三項商法第二百六十三条	三項法律第二百二十二条第資産の流動化に関する		第二項商法第二百六十三条	三項法律第二百二十二条第資産の流動化に関する
(略)	(略)	(略)	 (略)	(略)	
項第三十二条第五	前条第五項	項いて準用する前条第五第三十九条第五項にお	項第三十二条第四	前条第五項	項ので準用する前条第五第三十九条第五項にお
項第三十二条第六	定款	特定目的信託契約	項第三十二条第五	定款	特定目的信託契約
第三十二条第七	の債権者の債権者、株主、保実質株主、株主、保	定目的信託に係る信託、受託信託会社等が特の権利者、代表権利者、実質権利者、受益証券実質権利者、受益証券	第三十二条第六	の債権者	定目的信託に係る信託、受託信託会社等が特の権利者、代表権利者実質権利者、受益証券実質権利者、受益証券

、没資証券こついて去第三章の一	十四条の二十二第二号に掲げる事項第十四条の二十四 第九条の規定は、(準用規定)	第十四条の二十二の二 (略) (機関口座簿の記載事項又は記録事項)	第十四条の二十二 (略) (参加者口座簿の記載事項又は記録事項)	第十四条の二十一 (略) (顧客口座簿の記載事項又は記録事項)	
、投資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)	る。十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用す十四条の二十四 第九条の規定は、第十四条の二十一第二号又は第(準用規定)	録事項)	5記録事項)	録事項)	替機関信託管理者及び保管振行に係る債権者、特定
(投資証券について法第三章の規定	十四条の二十二第一(準用規定)	第十四条の二十二の二(略)(機関口座簿の記載事項)	第十四条の二十二 (略) (参加者口座簿の記載事項)	第十四条の二十一 (略) (顧客口座簿の記載事項)	
て法第三章の規定を準用する場合の読替え)	二号に掲げる事項の記載について準用する。第九条の規定は、第十四条の二十一第二号又は第				替機関 信託管理者及び保管振

中「株式」とあるのは「投資口」と、「会社」とあるのは「投資法 規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の 済投資口の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の 名義書換事務受託者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行 第二百二十四条ノ三第一項」と、「名義書換代理人」とあるのは「 及び投資法人に関する法律第八十二条第三項において準用する商法 口」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「投資信託 と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義投資 とあるのは「投資主」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」 する第十五条第一項」と、「数」とあるのは「口数」と、「株主」 第十四条第一項」と、「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と 第十四条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する 人」と、「株式の種類及び数」とあるのは「投資口の口数」と、「 の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定 字句と読み替えるものとする 「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用

第三十条第二項	(略)	規定
(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	読み替える字句
-		

中「株式」とあるのは「投資口」と、「会社」とあるのは「投資法 と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義投資 とあるのは「投資主」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」 する第十五条第一項」と、「数」とあるのは「口数」と、「株主」 第十四条第一項」と、「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と 第十四条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定 字句と読み替えるものとする 規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、 済投資口の総口数」と読み替えるほか、次の表の上覧に掲げる法の 名義書換事務受託者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行 第二百二十四条ノ三第一項」と、「名義書換代理人」とあるのは「 及び投資法人に関する法律第八十二条第二項において準用する商法 口」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「投資信託 人」と、「株式の種類及び数」とあるのは「投資口の口数」と、「 「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用 それぞれ同表の下欄の

(略) (略) (略) (略) (略)		(略)	規定
(略) (略)	第三十条第二項	E)	
読み替える字句(略)	(略)	(略)	読み替えられる字句
	(略)	(略)	読み替える字句

第三十九条第六項にお	第十九条又は前条第	第三十二条第三	第三十九条第六項にお	第十九条又は前条第一	第三十二条第四
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
場合を含 り におい り	合を含む。)において準用する場合を含む。)			場合を含む。)	
三百四十一条ノ十八川第三百四十一条ノ十八月ま二項(同法第	三百四十一条ノナル 三百四十一条ノナル 第三百四十一条ノナル			関こおりて 四十一条ノ十五第三 四十一条ノ十五第三百 四十一条ノ十五第三百	
条ノ四第三項 ( 同法一項及び第二百十九条第	条ノ四第一商法第二	I	条第三項に関する法律第八十七投資信託及び投資法人	条ノ四第三項(同法一項及び第二百八十商法第二百十九条第	I
哈)	(略)	第三十一条第一	(略)	(鮥)	第三十一条第一
百六十三条	第二法項第二		条第三項において準用に関する法律第九十九に関する法律第九十九	商法第二百六十三条	

る。 十四条の二十七第二 第十四条の二十九 第 (準用規定)	第十四条の二十七の二(略)(機関口座簿の記載事項又は	第十四条の二十七(参加者口座簿の記	第十四条の二十六(顧客口座簿の記載)	項第三十二条第六	項第三十二条第五	項
号に掲げる事項の記表	-四条の二十七の二 (略)機関口座簿の記載事項又は記録事項)	-四条の二十七 (略)参加者口座簿の記載事項又は記録事項)	四条の二十六(略)顧客口座簿の記載事項又は記録事項)	定款	前条第五項	項
る。十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用す十四条の二十九 第九条の規定は、第十四条の二十六第二号又は第(準用規定)		9		規約	項の発用する前条第五年の対象三十九条第六項にお	いて準用する第十九条
··············第	 第 <b>_</b>	 第 <b>_</b>	—————— 第 <sub>—</sub>			
十四条の二十七第二(準用規定)	第十四条の二十七の一(機関口座簿の記載)	第十四条の二十七(参加者口座簿の1	第十四条の二十六 (顧客口座簿の記載	項第三十二条第五	項第三十二条第四	項
二号に掲げる事項の記載について準用する。第九条の規定は、第十四条の二十六第二号又は第	(略) 「事項)	(略)記載事項)	(略)	定款	前条第五項	項
取 凸					項の発用する前条第五第三十九条第六項にお	いて準用する第十九条

券について法第三章の規定を準用する場合の読替え) 券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証 (

### 第十四条の三十 (略)

十六条第五項において先出資に関する法律第協同組織金融機関の優	条ノ四第三項(同法一項及び第二百八十商法第二百十九条第	]
(略)	(略)	第三十一条第一
条第三項 二十五条において準用 二十五条において準用 は高組織金融機関の優	商法第二百六十三条	
(略)	(略)	第三十条第二項
(略)	(略)	(略)
読み替える字句	読み替えられる字句	規定

券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証

### 第十四条の三十 (略)

い 律 の て 第 優	十準律の三用第優			
項第三十一条第一		第三十条第二項	(略)	規定
条ノ四第三項 (同法 高法第二百十九条第 高法第二百十九条第	商法第二百六十三条	(略)	(略)	読み替えられる字句
十六条第五項において先出資に関する法律第協同組織金融機関の優	協同組織金融機関の優 条第二項	(略)	(略)	読み替える字句

 第 十 〈	 第 十 〜				
第十四条の三十二 (略)(参加者口座簿の記載専	第十四条の三十一(顧客口座簿の記載	項 第三十二条第五	項第三十二条第四	(略)	
四条の三十二 (略)参加者口座簿の記載事項又は記録事項)	-四条の三十一((略)(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)	前条第五項	二項第十九条又は前条第	(略)	明において準用する 明において準用する 明において準用する
l		項いて準用する前条第五第三十九条第七項にお	17 準用する第十九条第三十九条第七項にお	(略)	第三項第三百八十条ノ四商法第二百八十条ノ四商法第二百八十条ノ四商法第二百八十条ノ四
 第 十 〈				<u> </u>	
第十四条の三十二 (略) (参加者口座簿の記載事項)	第十四条の三十一(略)(顧客口座簿の記載事項)	項第三十二条第四	項第三十二条第三	(略)	
(略)記載事項)	(略)	前条第五項	ゴ項第十九条又は前条第	(略)	第三百四十一条ノ十八 三百四十一条ノ十八 三百四十一条ノ十八 において準用する場 で準用する場 で準用する場
		項 いて準用する前条第五第三十九条第七項にお		(略)	準用する商法第二百十 九条第一項及び協同組 一項において準用する 高法第二百八十条 に関する法律第六条第 で関する法律第六条第

## (機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十二の二 (略)

#### (準用規定)

十四条の三十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用す第十四条の三十四(第九条の規定は、第十四条の三十一第二号又は第

『一〇』(優先出資引受権証書について法第三章の規定を準用する場合の読

れぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第十れぞれ同表のは「第三十九条第一項において準用する場合には、法第一及び第八項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第上とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の種類」と、「株式の数」とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の種類」と、「株式の数」とあるのは「優先出資引受権の目的たる優先出資の種類」と、「第十五条第一項」とあるのは「優先出資引受権」と、「領託株券の上欄に掲げる法の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第の上欄に掲げる法の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第及び第八項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第の上欄に掲げる法の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第の上欄に掲げる法のは「優先出資引受権証書について法第三十九条第一項第十四条の三十五 優先出資引受権証書について法第三十九条第一項第十四条の三十五 優先出資引受権証書について法第三十九条第一項

## (機関口座簿の記載事項)

第十四条の三十二の二 (略)

#### (準用規定)

十四条の三十二第二号に掲げる事項の記載について準用する。第十四条の三十四(第九条の規定は、第十四条の三十一第二号又は第

替え)(優先出資引受権証書について法第三章の規定を準用する場合の読(

会、それぞれ読み替えるものとする。
 五条第二項第二号中「株式」とあるのは「優先出資引受権証書による優先出資の申込み」と、法第二十四条中「株式の種類」とあるのは「優先出資の申込み」と、法第二十四条中「株式の種類」とあるのは「優先出資の申込み」と、法第二十四条中「株式の種類」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けているときは」とあるのは「優先出資引受権証書の預託を受けているときは」とあるのは「優先出資引受権証書」と五条第二項第二号中「株式」とあるのは「優先出資引受権証書」と五条第二項第二号中「株式」とあるのは「優先出資引受権証書」と

(略)	r	- —	ı			1
h <del>-                                   </del>		(略)			(略)	規定
(略) (略) (略) (略)		(略)	新株の引受権	新株引受権証書及び	(略)	読み替えられる字句
		(略)	優先出資引受権	優先出資引受権証書及	(略)	読み替える字句

それぞれ読み替えるものとする。

(略)		第二十二条	(略)	規定
(略)	新株の引受権	株引受権又は新株引受権付社債券及び新株引受権又は新株引	(留)	読み替えられる字句
(略)	優先出資引受権	優先出資引受権証書及	(略)	読み替える字句

る。十四条の三十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用す第十四条の三十九 第九条の規定は、第十四条の三十六第二号又は第(準用規定)	第十四条の三十七の二(略)(機関口座簿の記載事項又は記録事項)	第十四条の三十七(略)(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)	第十四条の三十六(略)(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)
十四条の三十七第二号に掲げる事項の記載について準用する。第十四条の三十九(第九条の規定は、第十四条の三十六第二号又は第(準用規定)	第十四条の三十七の二(略)(機関口座簿の記載事項)	第十四条の三十七(略)(参加者口座簿の記載事項)	第十四条の三十六(略)(顧客口座簿の記載事項)